

資 料

都市ガス・液化石油ガス及び毒劇物等
による事故に関する統計表

平成 19 年 6 月
消防庁危険物保安室

平成18年中の都市ガス及び液化石油ガスによる事故の概要

1 事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成18年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスによる事故で消防機関が出場したもの(以下「ガス事故」という。)の件数は第1表のとおりである。

ガス事故の総件数は1,062件で、前年の事故件数と比べ72件(6.3%)の減少となっている。

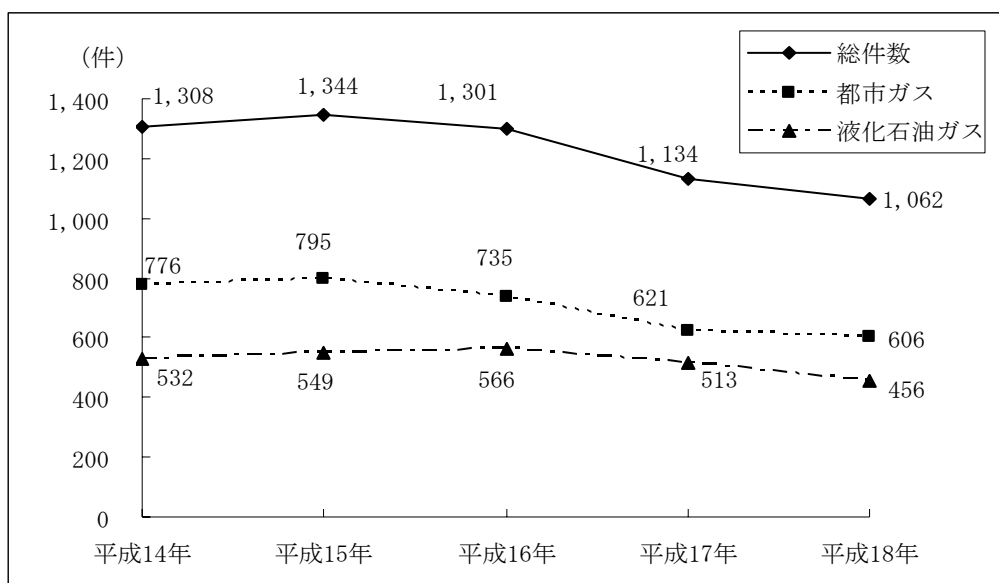
ガスの種別ごとの事故件数をみると、都市ガスに係るものが606件で前年に比べ15件(2.4%)の減少、液化石油ガスに係るものが456件で前年に比べ57件(11.1%)の減少となっている。

また、平成14年からの発生件数の推移は、第1図のとおりであり、ガスの事故は大きく減少している。

(注) この資料中に掲載している比率について、四捨五入による端数処理の結果、数値が一致しない場合がある。

第1表 平成18年中のガス事故発生件数

区分	年・増減	平成18年 (イ)	平成17年 (ロ)	増減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
件数		1,062	1,134	-72	-6.3
都市ガス		606	621	-15	-2.4
液化石油ガス		456	513	-57	-11.1



第1図 平成14年からの発生件数の推移

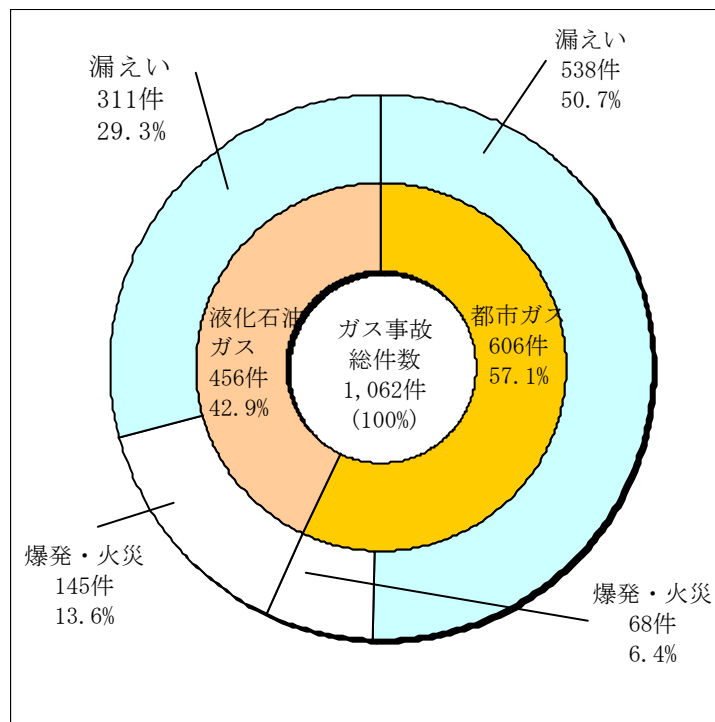
漏えい事故は、約8割

ガス事故を態様別にみると第2図のとおりであり、漏えい事故が849件(80.0%)、爆発・火災事故が213件(20.0%)である。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスの事故は606件で、そのうち漏えい事故が538件(50.7%)、爆発・火災事故が68件(6.4%)である。また、液化石油ガスの事故は456件で、そのうち漏えい事故が311件(29.3%)、爆発・火災事故が145件(13.6%)である。

平成14年からの態様別の発生状況を見ると第2表のとおりである。ガス事故全体に占める漏えい事故は8割で、残りの2割が爆発・火災事故であり、過去5年間ほぼ同様の傾向を示している。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が約9割を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が約7割で、残りの約3割が爆発・火災事故である。



第2図 ガス事故の態様別発生件数(平成18年中)

第2表 態様別の発生状況の推移

区分 年	都市ガス		液化石油ガス		計	
	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災	漏えい	爆発・火災
平成14年	670	106	354	178	1,024	284
	86.3	13.7	66.5	33.5	78.3	21.7
平成15年	708	87	335	214	1,043	301
	89.0	11.0	61.0	39.0	77.6	22.4
平成16年	659	76	366	200	1,025	276
	89.7	10.3	64.7	35.7	78.8	21.2
平成17年	550	71	348	165	898	236
	88.6	11.4	67.8	32.2	79.2	20.8
平成18年	538	68	311	145	849	213
	88.8	11.2	68.2	31.9	80.0	20.0

注) 各欄の上段は件数、下段は構成比(%)を示す。

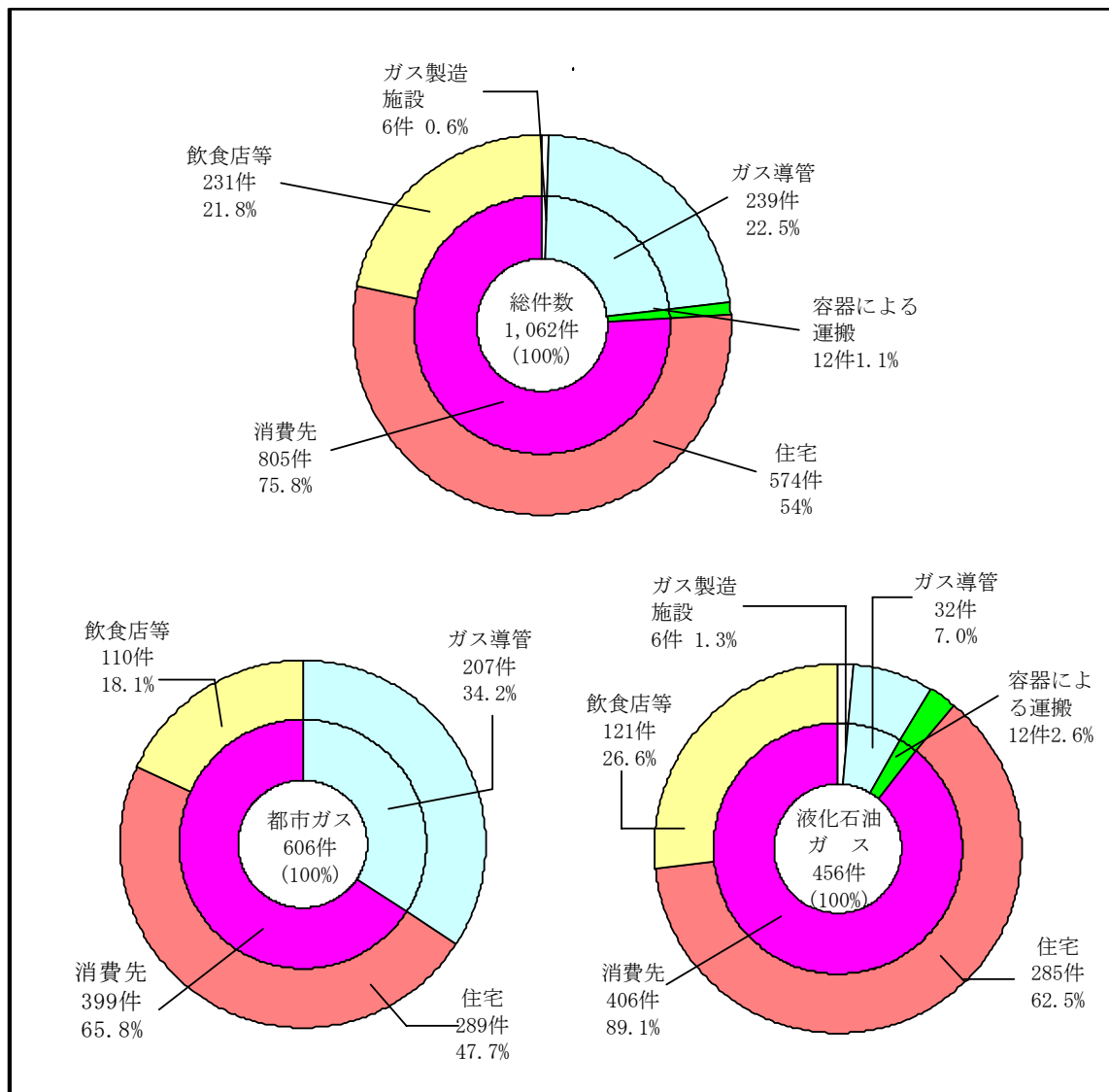
(2) 事故の発生場所別件数

ガス事故の約8割が消費先で発生し、そのうちの約7割は住宅で発生

ガス事故を発生場所別にみると第3図のとおりである。消費先におけるものが805件(75.8%)、ガス導管におけるものが239件(22.5%)となっている。

ガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが399件(65.8%)、ガス導管におけるものが207件(34.2%)であるのに対し、液化石油ガスでは消費先におけるものが406件(89.1%)、ガス導管におけるものが32件(7.0%)、容器による運搬中のものが12件(2.6%)である。

また、消費先における事故805件の内、574件(71.3%)は住宅において発生している。

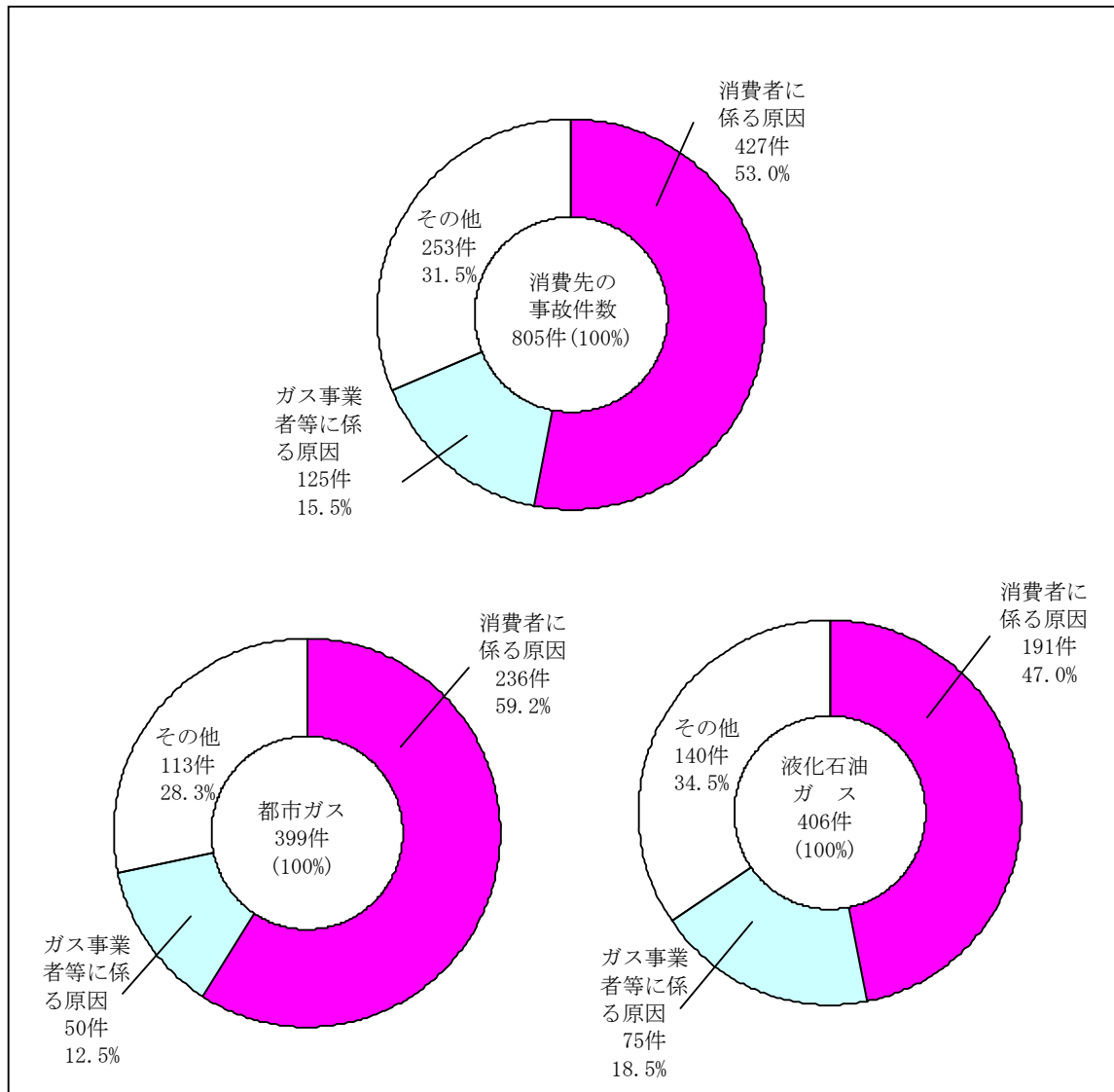


第3図 ガス事故の発生場所別件数 (平成18年中)

(3) 消費先における事故の発生原因別件数

消費者に係る原因が約5割

消費先におけるガス事故の発生原因は第4図のとおりで、消費者に係るものが427件(53.0%)を占めている。ガスの種別ごとにみると、発生原因は、消費者に係るものが都市ガスでは399件中236件(59.2%)、液化石油ガスでは406件中191件(47.0%)となっており、約半数を占めている。



第4図 消費先におけるガス事故の発生原因別件数 (平成18年中)

依然多い消費者の不注意による事故

平成 14 年からの消費先における発生原因別の発生状況は、第 3 表のとおりである。平成 18 年は前年と比べると総件数は 65 件の減少となった。

消費者に係る原因のうち不注意によるものの占める割合は、消費先における事故全体の 43.9%を占めており、近年この傾向は変わっていない。

第 3 表 消費先における発生原因別発生状況の推移（平成 18 年中）

年	原因		ガス事業者 ・工事業者 に係る原因	その他	計
	消費者に係る原因	不注意によるもの			
平成 14 年	555 (58.9)	453 (48.1)	110 (11.7)	277 (29.4)	942 (100.0)
平成 15 年	529 (55.2)	436 (45.5)	118 (12.3)	311 (32.5)	958 (100.0)
平成 16 年	505 (52.2)	428 (44.3)	123 (12.7)	339 (35.1)	967 (100.0)
平成 17 年	458 (52.6)	393 (45.2)	106 (12.2)	306 (35.2)	870 (100.0)
平成 18 年	427 (53.0)	353 (43.9)	125 (15.5)	253 (31.5)	805 (100.0)

- 1 消費者に係る原因のうち「不注意によるもの」とは、コックの誤操作・火の立ち消え等による生ガスの放出、器具・ホースの取扱い、管理不良によるもので、内数である。
- 2 各欄の（ ）内の数値は構成比（%）を示す。

2 ガス事故による死傷者

平成18年中に発生したガス事故による死傷者数は、第4表のとおりである。

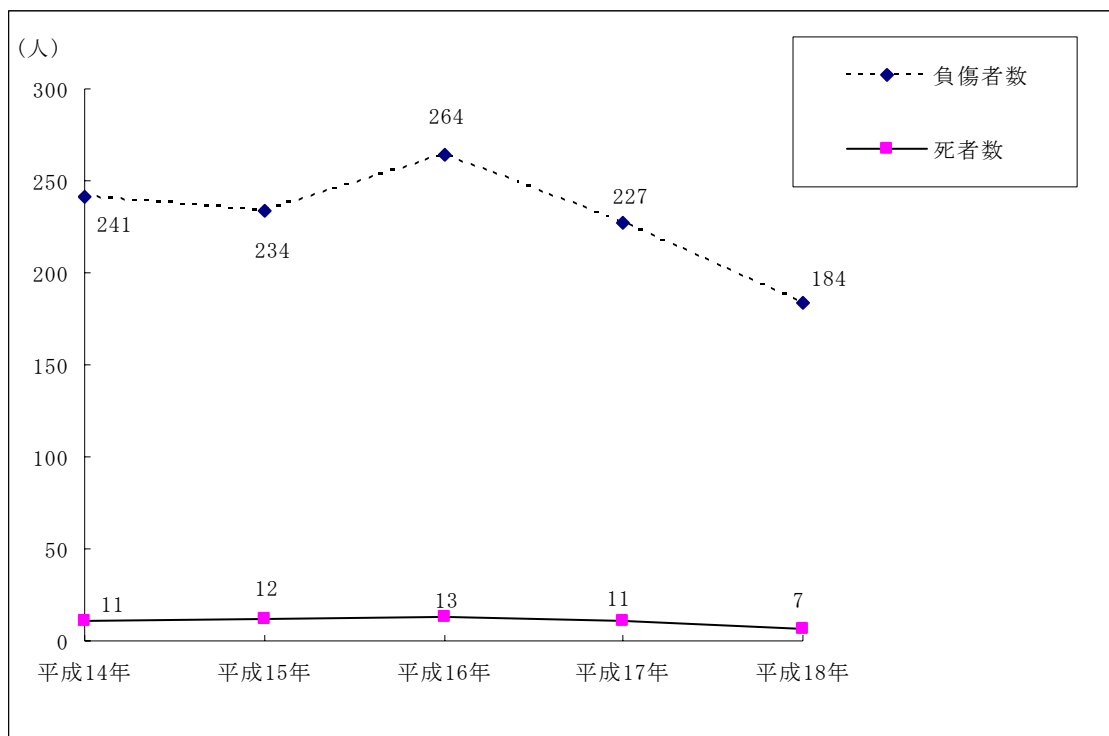
ガス事故による死者は7人で前年に比べ4人(36.4%)の減少、負傷者は184人で前年に比べ43人(18.9%)の減少となっている。

ガスの種別ごとにみると、死者は、都市ガスによるものが4人で前年に比べ3人(300%)の増加、液化石油ガスによるものが3人で前年に比べ7人(70.0%)の減少となっている。負傷者は、都市ガスによるものが48人で前年に比べ10人(17.2%)の減少、液化石油ガスによるものが136人で前年に比べ33人(19.5%)の減少となっている。

第4表 平成18年中のガス事故による死傷者数

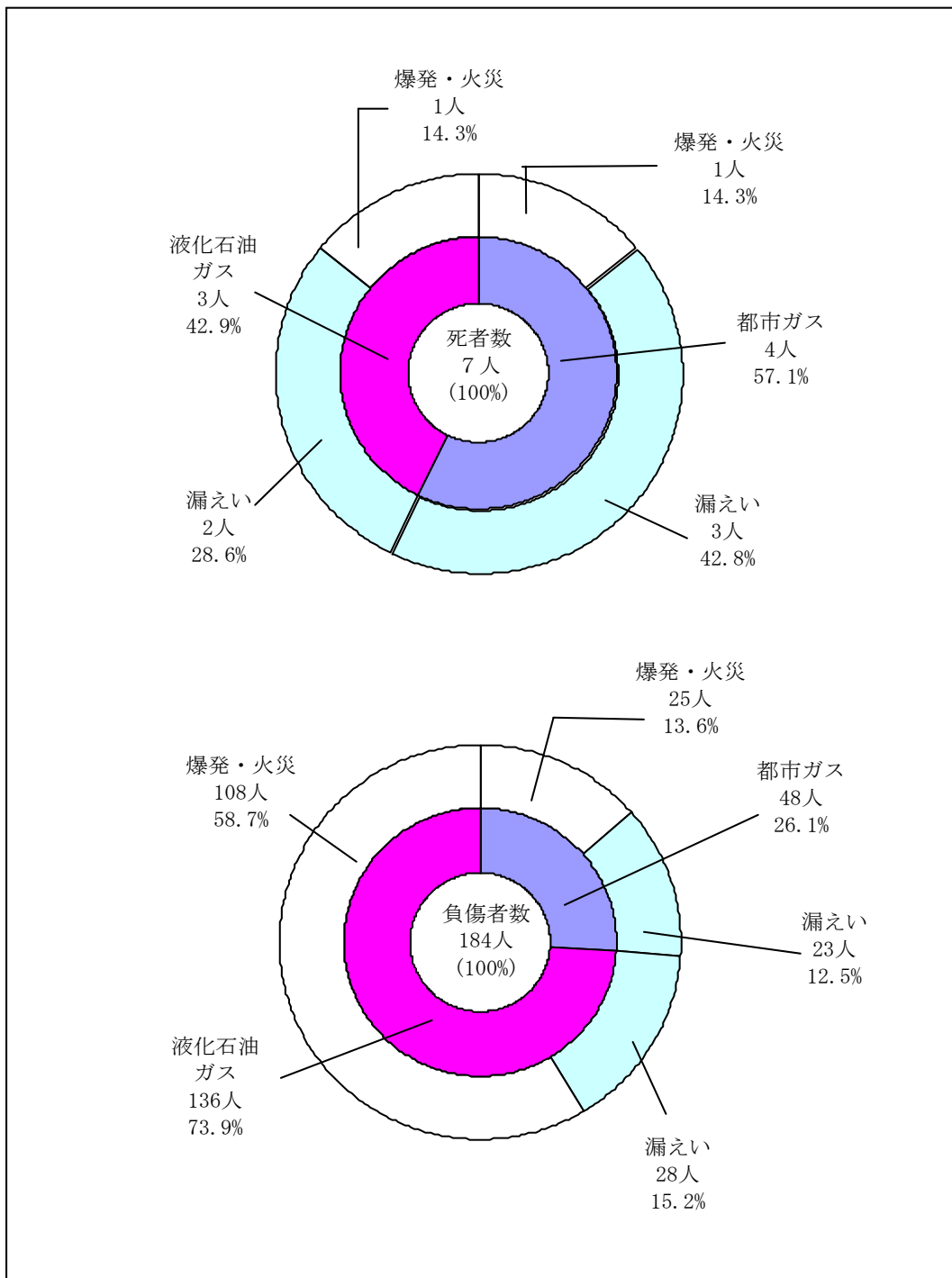
年・増減		平成18年	平成17年	増減	増減率
区分		(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)/(ロ)×100 (%)
死者数	都市ガス	4	1	3	300.0
	液化石油ガス	3	10	-7	-70.0
	計	7	11	-4	-36.4
負傷者数	都市ガス	48	58	-10	-17.2
	液化石油ガス	136	169	-33	-19.5
	計	184	227	-43	-18.9

平成14年からの死傷者数の推移は第5図のとおりである。



第5図 平成14年からの死傷者数の推移

死傷者数を態様別にみると第6図のとおりである。死者数では、漏えい事故によるものが7人中5人（71.4%）、爆発・火災事故によるものが2人（28.6%）となっている。また、負傷者数では漏えい事故によるものが184人中51人（27.7%）、爆発・火災事故によるものが133人（72.3%）となっている。

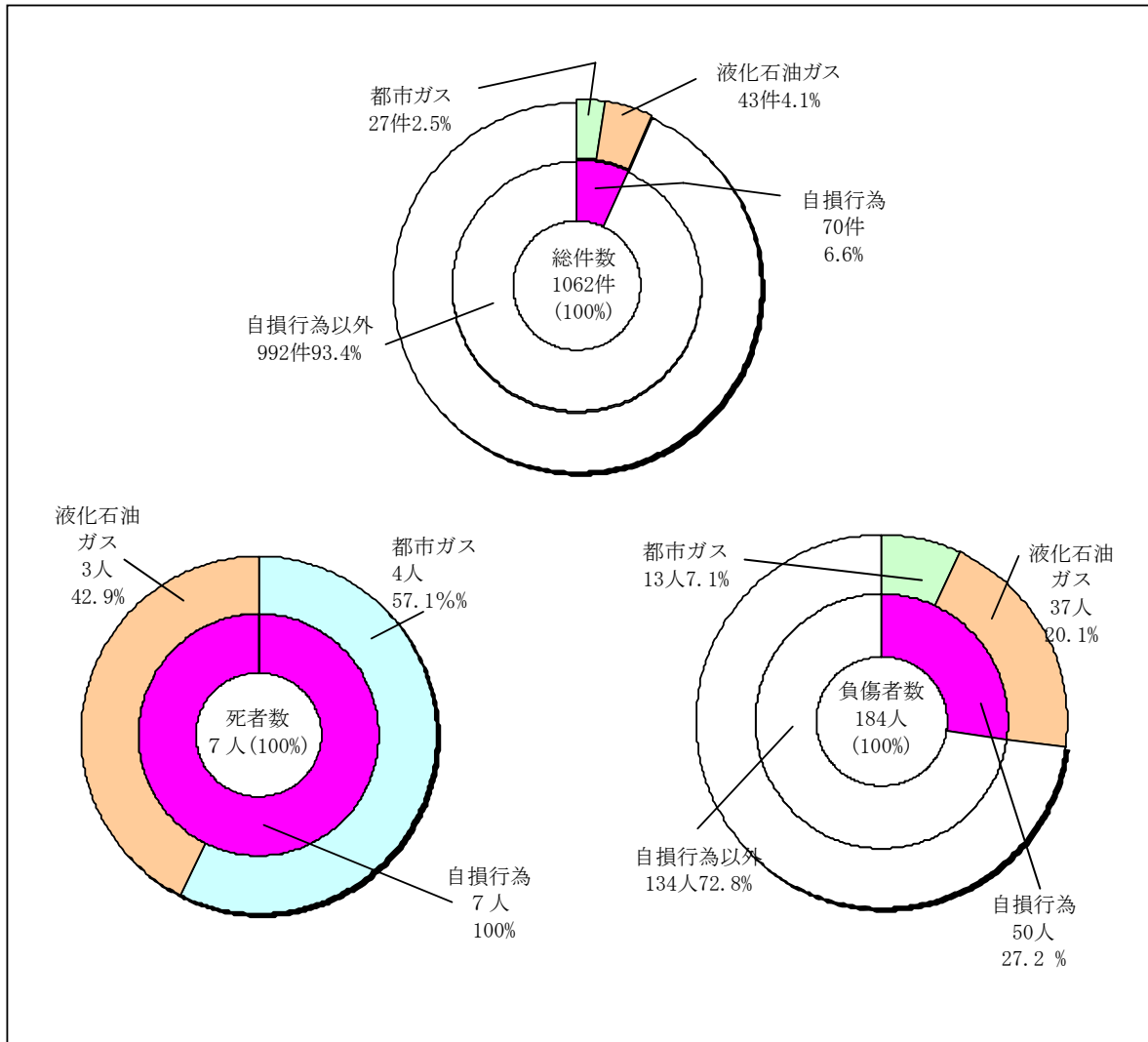


第6図 ガス事故による死傷者数（平成18年中）

3 自損行為によるガス事故

死者の全ては自損行為

ガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第7図のとおりである。件数は70件(6.6%)で、これらの事故による死者は7人(100.0%)、負傷者は50人(27.2%)となっている。



第7図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数 (平成18年中)

4 まとめ

平成 15 年からのガス事故の総件数は減少傾向にあり、特に、液化石油ガスの事故は前年にくらべ大きく減少している。

ガス事故の 8 割は漏えい事故で、残りの 2 割が爆発・火災事故である。これは、過去 5 年間同様の傾向を示している。また、ガス事故の約 8 割は消費先において発生しており、そのうちの約 5 割は消費者に係る原因によるものである。

死傷者については、過去 5 年間をみると死者数及び負傷者数ともに減少傾向にあり、平成 18 年中の死者の全ては自損行為によるものである。

(注) この資料中に掲載している比率について、四捨五入による端数処理の結果、数値が一致しない場合がある。なお 10 ページ以降についても同様である。

平成18年中の毒劇物等による事故の概要

1 毒劇物等による事故の発生状況

(1) 事故の発生件数

平成18年中に発生した毒劇物等(毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第2条に定める毒性ガス)による事故で消防機関が出場した件数は第5表のとおりである。

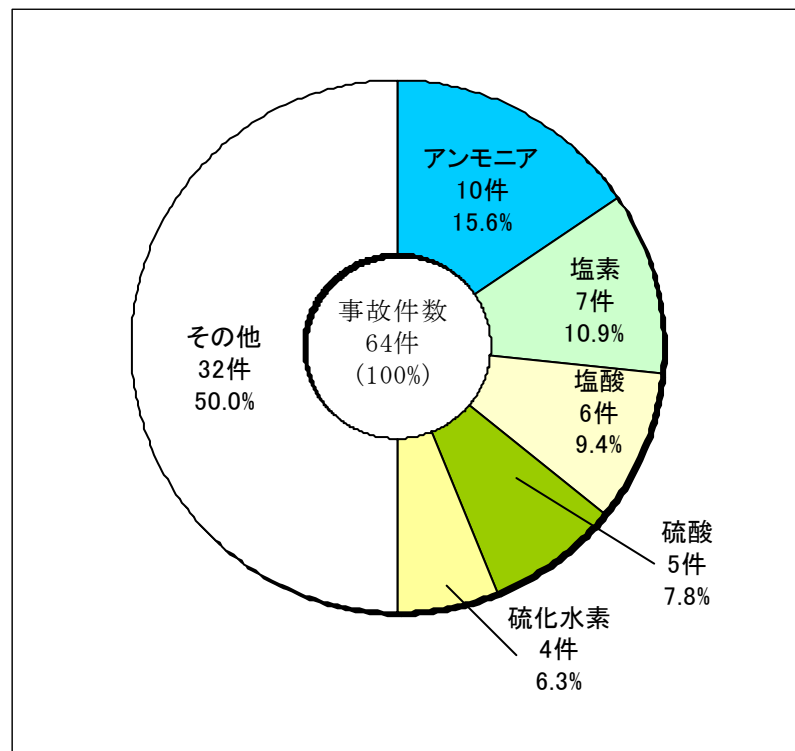
事故件数は64件で、前年に比べ14件(17.9%)の減少となっている。また死者は7人で前年に比べ1人(16.7%)の減少、負傷者は129人で前年に比べ68人(111.5%)と大幅に増加している。

第5表 平成18年中の毒劇物等による事故発生件数

年・増減		平成18年 (イ)	平成17年 (ロ)	増減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
区 分	事故件数(件)	64	78	-14	-17.9
	火災	9	9	0	0.0
	漏出	45	46	-1	-2.2
	その他	10	23	-13	-56.5
死傷者数(人)		136	67	69	103.0
	死者	7	6	1	16.7
	負傷者	129	61	68	111.5

(2) 毒劇物等による事故の内訳

平成18年中の毒劇物等による事故の内訳をみると、第8図のとおりである。アンモニア10件(15.6%)、塩素が7件(10.9%)、塩酸が6件(9.4%)、硫酸が5件(7.8%)、硫化水素が4件(6.3%)となっている。



第8図 毒劇物等による事故の内訳

2 圧縮アセチレンガス等消防機関に届出を要する物質に係る火災の状況

(1) 火災の発生件数

発生件数は前年に比べ減少

平成 18 年中に発生した消防法第 9 条の 3 に定められる物質（以下「圧縮アセチレンガス等届出物質」という。）に係る火災の発生件数は第 6 表のとおりである。

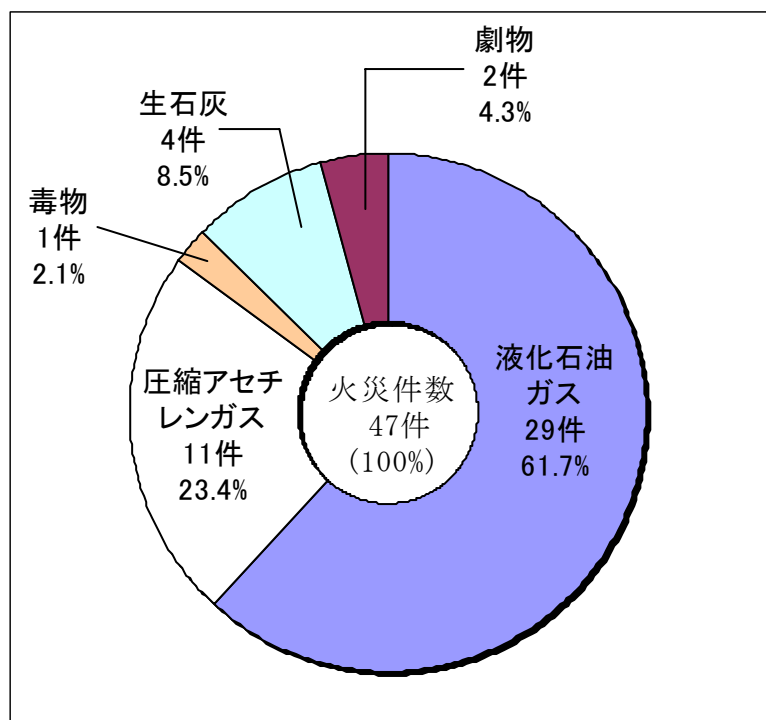
火災の発生件数は 47 件で、前年に比べ 3 件(6.8%)の増加となっている。また、死者は 0 名で、前年に比べ 1 人(100.0%)、負傷者は 27 人で前年に比べ 1 人(3.6%)の減少となっている。

第 6 表 平成 18 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質に係る火災の内訳

年・増減 区分	平成18年 (イ)	平成17年 (ロ)	増 減 (イ)-(ロ) (ハ)	増減率 (ハ)/(ロ)×100 (%)
火災件数(件)	47	44	3	6.8
死 者(人)	0	1	-1	-100.0
負 傷 者(人)	27	28	-1	-3.6

(2) 圧縮アセチレンガス等届出物質に係る火災の内訳

平成 18 年中の圧縮アセチレンガス等届出物質に係る火災の内訳をみると、第 9 図のとおりである。液化石油ガスに係る火災が 29 件(61.7%)、圧縮アセチレンガスに係る火災が 11 件(23.4%)、生石灰に係る火災が 4 件(8.5%)、劇物に係る火災が 2 件(4.3%)、毒物に係る火災が 1 件(2.1%)となっている。



第 9 図 圧縮アセチレンガス等届出物質に係る火災の内訳

別表 1

ガス事故件数及び死傷者数（全国）

（平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

ガス種別 事故の態様	都 市 ガ ス						液 化 石 油 ガ ス			計		
	件 数	死 者	負 傷 者	簡 易 ガ ス			件 数	死 者	負 傷 者	件 数	死 者	負 傷 者
爆発・火災事故	68	1	25	4	0	1	145	1	108	213	2	133
	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(19)	(1)	(20)	(21)	(2)	(20)
爆発のみに 留まったもの	5	0	1	1	0	0	30	0	24	35	0	25
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(4)	(5)	(0)	(4)
漏えい事故	538	3	23	5	0	1	311	2	28	849	5	51
	(25)	(3)	(13)	(1)	(0)	(1)	(24)	(2)	(17)	(49)	(5)	(30)
計	606	4	48	9	0	2	456	3	136	1,062	7	184
	(27)	(4)	(13)	(1)	(0)	(1)	(43)	(3)	(37)	(70)	(7)	(50)

注) この表は都市ガス及び液化石油ガスに係る爆発・火災事故及び漏えい事故で消防機関が
 出場したもの（以下「ガス事故」という。）の件数及び死傷者数について調査したもので、
 その記載は次による。

1 ガス事故の態様の別は以下による。

(1) 爆発・火災事故：都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災を
 いう。

なお、爆発のみで留まったものについては該当欄に再掲した。

(2) 漏えい事故：人的損害を生じ、又はそのまま放置すれば爆発・火災若しくは人的損
 害を生じるおそれがある都市ガス又は液化石油ガスの漏えいであって、消防機関が出
 場したもののうち、(1)に該当しないものをいう。

2 都市ガスとはガス事業法第 3 条又は第 37 条の 2 の許可を受けたガス事業者によっ
 て供給されるガスをいい、簡易ガスとはガス事業法第 37 条の 2 の許可を受けたガス事
 業者によって供給されるガスをいう。

3 死者の欄には、爆発・火災事故は 48 時間以内、漏えい事故は初診時において死亡が
 確認された者の数を記載した。

4 自損行為に起因する事故については各欄の（ ）内にその数を再掲した。

別表 2

ガス事故発生場所別被害状況調（全国）

（平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

発生場所 ガス種別		ガス製造 施設	ガス導管	容器に よる運搬	消 費 先								計
					住宅	共同住宅	旅館	飲食店	学校 病院	工場	その他の 事業所	小計	
都市 ガス	件数	0 (0)	207 (6)	0 (0)	289 (46)	138 (21)	2 (0)	61 (9)	3 (0)	4 (1)	40 (6)	399 (62)	606 (68)
	死者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	4 (1)
	負傷者	0 (0)	6 (1)	0 (0)	38 (21)	24 (11)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	42 (24)	48 (25)
液化 石油 ガス	件数	6 (1)	32 (2)	12 (5)	285 (88)	124 (27)	6 (3)	28 (10)	4 (1)	24 (16)	59 (19)	406 (137)	456 (145)
	死者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)
	負傷者	0 (0)	2 (2)	5 (5)	85 (65)	30 (19)	3 (3)	11 (11)	1 (1)	14 (14)	15 (7)	129 (101)	136 (108)

注) この表は、ガス事故の発生場所別の被害状況を調査したもので、その記載については、別表 1 の注 1 及び注 2 によるほか、次による。

- 1 ガス製造施設の欄には、ガス事業者の敷地内にある施設又は液化石油ガスの製造業者若しくは販売業者の敷地内にある施設における事故について記載した。
- 2 ガス導管の欄には、都市ガスにおけるガス導管又は液化石油ガスにおける供給管（道路等第三者の敷地内に設置されているもののみ。）のうち消費先の建物内を除く部分で発生した事故について記載した。
- 3 容器による運搬の欄には、液化石油ガスを容器により運搬中に発生した事故について記載した。
- 4 消費先の欄には、都市ガスにあつては消費先の建物内のガス導管からガス器具までの部分、液化石油ガスにあつては、消費先のガスボンベからガス器具までの部分（道路等第三者の敷地内に設置されている供給管の部分を除く。）において発生した事故について、それぞれ該当する区分の欄に記載した。
- 5 表中各欄の（ ）内には、爆発・火災に係る被害について再掲した。

別表 3

消費先におけるガス事故発生原因別件数（全国）

（平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

事故原因の別		ガス種別		液化石油 ガス	計
		都市ガス	簡易ガ		
ガス 事業 者等	ガス器具の欠陥によるもの	4 (3)	0 (0)	6 (1)	10 (4)
	工事不良・維持管理不良 によるもの	46 (6)	1 (0)	64 (12)	110 (18)
	ガス漏えい発見後の不適 切な処理によるもの	0 (0)	0 (0)	5 (1)	5 (1)
消費 者に 係 る 原 因	コックの誤操作・火の立ち消え等によ る生ガスの放出によるもの	96 (7)	1 (0)	51 (26)	147 (33)
	器具・ホースの取扱い、 管理不良によるもの	110 (30)	0 (0)	96 (57)	206 (87)
	ガス漏えい発見後の不適 切な処理によるもの	5 (1)	0 (0)	8 (3)	13 (4)
	自損行為によるもの	25 (3)	1 (0)	36 (13)	61 (16)
	いたずら等故意によるも の	3 (0)	0 (0)	13 (4)	16 (4)
	不明・その他	110 (12)	4 (2)	127 (20)	237 (32)
計		399 (62)	7 (2)	406 (137)	805 (199)

注) この表は、消費先（別表 2 の注 4 による）におけるガス事故の主要原因と考えられるものについて、その件数を調査したもので、記載にあたっては、別表 1 の注 1 及び注 2 によるほか次による。

- 1 原因が重複して考えられるものは主たるものについてのみ計上した。
- 2 表中各欄の（ ）内には、爆発・火災による件数を再掲した。

別表 3-2

ガス器具の欠陥による消費先におけるガス事故の概要

(平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

発生日	都道府県	事故の原因及び概要
1月13日	福岡県	共同住宅のボンベ庫のガス切り替えフランジ（ジョイント部分）から、液化石油ガスが漏えいした。
1月21日	神奈川県	調整器の安全弁の機能不良により液化石油ガスが漏えいした。
1月29日	神奈川県	ガスコンロの元コックの空気抜き孔不良のため、都市ガスが漏えいし、バーナーの火が着火した。
6月10日	兵庫県	ベランダに据え付けられたガス給湯器の故障により都市ガスが漏えいし、点火装置のスパークにより引火した。
6月26日	広島県	液化石油ガスボンベの調整器からガスが漏えいした。
7月5日	山形県	共同住宅において自動切換式調整器の不良により液化石油ガスが漏えいした。
7月22日	埼玉県	住宅において、ガス栓の不良によりガス栓のつまみ下部から液化石油ガスが漏えいした。
8月31日	兵庫県	漏れた水がガスパイプに滴下、長期間によりガスパイプが腐食し穴が開いたため、漏れた都市ガスが点火装置のスパークにより引火したもの。内部焼損のみ。
9月3日	北海道	調整器の不良により、機器の脇から液化石油ガスが漏えいした。
11月15日	群馬県	点火プラグの未点火を安全装置が検知できなかったため、再点火の際に漏えいした都市ガスに引火した。

別表 4

消防機関に届出を要する物質（圧縮アセチレンガス等）に係る火災状況

（平成 18 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

物質の区分 発生件数等	圧縮アセチレンガス	無水硫酸	液化石油ガス	生石灰	政令別表第 1 に定める毒物	政令別表第 2 に定める劇物	計
	件数	11	0	29	4	1	
死者	0	0	0	0	0	0	0
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	2	0	24	0	0	1	27
消防活動従事者	0	0	0	0	0	0	0

注) この表は、消防法第 9 条の 3 の規定により、貯蔵又は取扱いに際して、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることを要する物質（消防法第 9 条の 3 ただし書きの物質も含む。）に係る火災（爆発のみに留まったものを含む。）について調査したもので、その記載については次によった。

- 1 自損行為に起因するものを含めた。
- 2 死者及び負傷者のうち、消防職員及び消防団員については、消防活動従事者の欄に再掲した。
- 3 死者の欄には、爆発・火災事故で 48 時間以内に死亡が確認された者の数を記載した。

平成18年中の毒劇物等の事故状況

(平成18年1月1日～12月31日)

発生日	都道府県	毒劇物等の名称	事故の区分			死者数 従事者	負傷者数 従事者	事故の原因及び概要
			火災	漏えい	その他			
1月9日	広島県	臭化水素酸		○				タンクローリーで移送中、タンク配管の仕切弁から臭化水素酸920キログラムが漏えいしたものを。
1月21日	岡山県	臭化水素酸		○				J R貨物積載用のコンテナの蓋が緩んでいたため若干流出した。
1月24日	東京都	塩化水素		○				大学実験室で実験中に誤って塩化水素ガスが発生し漏えいしたものを。
2月1日	兵庫県	アンモニア		○				中央制御室にて、アンモニアガス検知器の作動及びアンモニアタンクの散水設備の自動起動の作動表示灯が点灯したため、現場確認したところアンモニア臭を確認。ブロー配管系統等に氷が見られ漏えいを確認した。定期巡回点検中、液面計ブロー弁に体の一部が当たり、バルブが微開状態となり漏えいしたものと推定。
2月18日	兵庫県	モノクロロ酢酸	○			5	5	中国自動車道42.8k p (三木市吉川町吉安)において、下り車線を走行していた18tトラックの右後輪付近から出火。積載物品であるモノクロロ酢酸12袋(1袋は1t)の一部を焼損し、消火にあたった消防職員5名が軽傷を負ったもの。
2月22日	茨城県	希フッ酸		○	1			構内酸ヤードにおいて、ローリーで希フッ酸納入のため入構していた運送会社の従業員が希フッ酸配管(20A)を破損した際、破損部より飛散した希フッ酸を体前部に浴びたもの(漏えい量0.7リットル(0.8キログラム))
2月26日	群馬県	三フッ化窒素		○		1		三フッ化窒素製造工場において、フッ化水素原液タンクからサンプルを採取するためバルブを操作した際、バルブの根本が破損し漏洩した三フッ化窒素ガスにより負傷したものを。
4月9日	岐阜県	無水硫酸		○				工場南西に位置する無水硫酸266,000キログラムのタンクの下部付近が腐食亀裂し、その部分から無水硫酸が流出して防液堤内に溜まっていたが、防液堤内床のクラック部分から地下を通過し、敷地西の用悪水路へと流出した。その後工場南側の水路を経由し、西へ400メートル離れた排水路へ流出、多くの小魚が浮き上がった。
4月12日	神奈川県	ブタンガス	○					ボイラー点検作業中、ボイラーで使用しているブタンガスが、何らかの原因により漏洩して通風機内に滞留していたもので、ボイラー内を換気するため通風機のダンパーが稼働した際、ダンパー同士の接触火花により火災が発生したものを
4月20日	山口県	苛性ソーダ		○				ケミカルタンカーから苛性ソーダを専用タンクに受入作業中、タンカーと陸上受入口を接続した送液ホース(ケミカルバンドホース)が破裂し、約60リットル漏えいしたものを。
4月26日	神奈川県	硫酸		○			2	作業員2名が、配管上にある流量計を点検中に硫酸が漏洩して、負傷したものを
5月1日	新潟県	硫酸		○			1	濃度70%硫酸約11,000リットル積載のタンクローリーが、高速道路出口ランプで左へ横転。約7メートル下の市道へ転落し、推定5,800リットルが市道側溝へ流出したものを。
5月1日	千葉県	三塩化リン		○				三塩化リンドラム缶(280キログラム)をトラックに荷役中、段差を越えようとした際に衝撃が加わり下部通気口に約1センチメートルの穴が開き、約10リットル漏えいしたものを。
5月8日	宮崎県	塩酸	○					薬品工場の合成塩酸を製造するためパイロットバーナーを点火したがすぐに着火せず未燃焼の「水素と空気の混合ガス」が排気系統に充満し、パイロットバーナーの種火がガスに着火して爆発したものを。
5月18日	宮崎県	塩酸		○	1			工場の塩酸タンク(35%濃度容量15立方メートル)において、作業員がタンクのモンキータラップを利用して降りようとタンク上に乗り移ったとき、タンクを踏み抜き、タンク内へ落下したものを。
5月23日	香川県	ホルムアルデヒド		○				ホルムアルデヒドの水溶液槽のドレンコックパイプが経年劣化により脱落し、槽に入っていたホルマリン約60リットルが設置部屋及び周囲部屋に漏えいしたものを。

5月31日	茨城県	臭素						50	一般取扱所内において、臭素タンクに接続されている除外塔送りのガスラインの取替工事中、既設ラインのシールド用テープをはがしたところ臭素が漏えいした。 (漏えい量300～500グラム) 原因については、システム制御コンピューター立ち上げの際、緊急逃がし弁が作動し「開」となったため臭素ガスが漏えいした。
6月1日	新潟県	ホスフィン							研磨したシリコンウエハーにエピ成長ガス（ホスフィン、ジクロロシラン）を吹付け、反応炉で加熱してシリコンウエハー上に単結晶層を成長させて薄膜加工を施す装置の火災。事故発生と同時にガスは自動的に遮断されたため、漏えいは微量。火災原因としては、高電圧・高電流を使用する箇所での電気トラブルと考えられるが、製造メーカーで原因調査中。
6月2日	滋賀県	塩酸							敷地内の純粋生成プラントに設置されている塩酸貯蔵タンクの配管から塩酸が漏えいした。当該プラントは前所有者の設置したもので、現所有者は使用しておらず放置されていた。
6月8日	宮城県	過酸化水素水							過酸化水素水約1リットルを誤って排水溝に流した。
6月13日	大阪府	塩化チオニル						2	タンクローリーから貯蔵タンクに注入中、スクラパー配管（臭気抜き）から溢れ出た。
6月13日	福井県	水酸化ナトリウム（48%）							水酸化ナトリウムを貯蔵している屋外貯蔵タンク内部の加熱用蒸気配管（コイル）が老朽化により穴が開き、タンク内の水酸化ナトリウムが配管を通じ閉鎖不良の先端縮切弁から漏えいし、側溝を介して南水路に流出した。
6月20日	京都府	アンモニア							冷蔵倉庫業者の倉庫内に設置されていた冷凍設備からアンモニアが漏えいした。原因については冷凍設備配管のフランジ締め付けボルトが劣化し、その部分からアンモニアが漏えいした。
6月27日	神奈川県	硫化水素							有害ガス検知器で測定したところ、複数のマンホールから高濃度の硫化水素を検出する。原因については不明
6月28日	北海道	アンモニア							閉鎖中の水産工場にてアンモニア施設の配管から漏洩していることが判明。原因については、配管の腐食による劣化と気温等の変化により、配管内の圧力が異常に上昇したため、劣化の著しい部分が亀裂し、アンモニアが漏洩した。 (推定)
7月10日	和歌山	一酸化炭素						2	橋脚建設現場において、作業員2名が縦穴（直径約2メートル、深さ約1メートル）の底部に設置していた排水用のエンジンポンプ（始動中）付近で排ガスの充満により酸素欠乏状態となり倒れたものと思われる。
7月21日	大阪府	濃硫酸							停泊中の船から工場内の硫酸タンクへ濃硫酸を送るパイプに亀裂が入り、パイプ内の濃硫酸200ccが漏洩した。
7月31日	神奈川県	塩素							内層酸化処理ラインの酸化処理槽に誤って63%硫酸（6リットル）を混入させたため塩素ガスが発生した。
8月1日	大阪府	硫化水素						2	マンホール内のフロートを点検中の作業員2名がマンホール内底部に倒れていた。現場は産廃最終処理場で何らかの原因でマンホール内に硫化水素が発生した。
8月1日	神奈川県	塩酸							大型貨物トラックと塩酸を積載した大型タンクローリーがトンネル内で衝突し、塩酸5,000リットルのうち、約3,800リットルが漏えいした。
8月3日	神奈川県	アンモニア							ペーパー回収ラインにある常時閉鎖バルブが人為的又は構造上の不具合により開いたため、液化アンモニアがペーパー回収ラインに流入し、急激に冷却したためフランジ部が収縮したことから漏洩した。
8月4日	千葉県	メソミル							メソミルの混入したヨーグルト（ゼリー状）を飲み、3名が負傷した。
8月4日	茨城県	クロロピクリン							農業用殺虫殺菌剤、土壌くん蒸剤物置内に保管の収納容器（18リットル缶）の腐食により漏えいした。

8月5日	京都府	塩素		○				スポーツクラブの機械室に設置されていた薬液槽（プール用殺菌剤）に従業員が誤って他の薬液を補充したため、塩素ガスが発生し漏洩したものの。
8月6日	北海道	アンモニア		○		1		水産工場の施設よりアンモニアが漏洩し、機関室に男性1名が倒れ意識がない状態であった。男性は救急車にて病院に搬送されたが死亡が確認された。原因については、工場施設からのアンモニア漏洩によるものであり、男性死亡原因についてもアンモニア吸引によるものであった。
8月7日	香川県	塩素		○			47	排ガス除外設備の中和剤（苛性ソーダ）が定期的に補充されていなかったために、苛性ソーダの濃度が低下し、除外設備の処理能力が低下していたところに、反応器の塩素仕込配管の室素置換作業を大きなバルブ開度で急激に行ったため、排ガス防除設備へ多量の反応器気相ガスが流れ込み、未処理の反応器気相ガスが広範囲に拡散した。
8月9日	岡山県	キシレン		○			2	地下ビット内に設置されている油水分離装置内の水分をバキューム車にて吸引作業中、地下で作業していた2名の従業員が気分不良を訴えたもの。吸引した油がタンク内でガス化し排気口から排出し、空気より重いガスが地下ビットに流入したものと推定される。
8月17日	秋田県	アンモニア		○				荷下ろし後の運搬タンク（残量約50リットル）内の洗浄のため、水道ホースで水を注入していたところ、タンク上部よりアンモニア（25%）と水の混合液約1,800リットルが流出したものの。
8月18日	福島県	塩素		○				ポンペ室内にある液体塩素ポンペ（容量1t）の元バルブに補助バルブを取り付けた後、元バルブを1/4回転開けると、取り付けた補助バルブが動いたため、元バルブを開いた状態で増し締めしたところ、補助バルブが脱落し、197キログラムの液体塩素が漏れ、約188キログラムは除外警備で吸収され、約9キログラムがポンペ室内にもれたもの。
8月22日	神奈川県	硫酸		○				走行中のトラックの荷台から積荷の硫酸（ポリ容器20入）1本が道路上に落下し、約10kgが漏洩したものの
8月22日	長野県	硫化水素		○		1		源泉の配管清掃中、作業員が貯油槽の上で倒れたもの。ガス検知器で硫化水素濃度を測定したところ100ppmを超えていた。なお発生状況は不明である。
8月22日	岡山県	硫化水素	○					害虫駆除会社敷地内の物置内に、使用済み薰蒸殺菌剤（主成分リン化アルミニウム）をビニール袋に保管していたところ、分解剤と思われたリン化アルミニウムが化学反応中であったため、空気中の水分でリン化水素ガスと酸化アルミニウムが発生及び発熱し爆発したものの。ガス検知の結果硫化水素80ppmを検知した。なお、爆発による破壊作用はなし。
8月31日	大阪府	ホルムアルデヒド		○				ホルムアルデヒドが入った容器を破損し、漏えいしたものの。
9月4日	大阪府	アンモニア		○				収集されたアルミ残灰（窒化アルミニウム等）が下水に流れ込み、反応して発生した。
9月13日	宮城県	黄燐		○		1		作業中にイソプロピルアルコールを注いだところ、油膜により覆われていた黄燐が剥き出しとなり自然発火し、注いだイソプロピルアルコールに着火し、燃え広がったもの。
9月20日	宮城県	黄燐		○				洗浄槽に黄燐が入っており、水を排水したところ、沈殿していた黄燐が空気に触れ自然発火したものの。
9月28日	群馬県	次亜塩素酸ナトリウム		○				浄水場でポリ塩化アルミニウムと誤って、次亜塩素酸ナトリウムを投入し塩素ガスが発生した。
10月2日	千葉県	アンモニア		○				製氷冷蔵冷凍機の低圧配管から腐食のためアンモニアが漏えいしたものの。
10月2日	岡山県	塩化水素		○				送液している塩酸配管のハンドレスホース部から塩酸が漏洩したものの。漏洩範囲は配管ダクト内のみであり、中和剤（消石灰）で処理する。フランジボルト締めつけ過多によるゴム被覆変形により、ひび割れが発生し金属部分を腐食し漏洩したものの。
10月5日	秋田県	硫酸		○		1		発煙硫酸タンクの配管ノズルを交換するため、サンダーで配管を切断作業中、配管内に残留していた濃硫酸が拡散し、化学熱傷を負った。

10月6日	神奈川県	発煙硝酸		○		10	工場内実験室において、500mlビンの発煙硝酸を保管庫から運びだそうとした際、誤って手を滑らせビンが落下、飛散し、付近にいた従業員及び駆け寄ってきた従業員が吸入し、1名が救急車他9名はタクシー等で病院に行き、受診したものの。
10月11日	東京都	アンモニア		○			店舗内の厨房にあるワインセラーの冷媒配管からアンモニアが漏れ出したもの。
10月12日	千葉県	クロロピクリン		○			畑の土壌消毒のために散布されたクロロピクリンが周囲に飛散したため近隣住民から刺激臭がするとの通報があったもの。
10月15日	千葉県	塩素		○			埋没していた20キログラムポンベの腐食により漏れ出したもの。
10月17日	大阪府	硝酸		○			トイレ内で保管していたダンボール箱より茶褐色の煙が出たため、消防署へ持ち込んだもの。分析結果は硝酸と判明した。
10月22日	兵庫県	塩酸（35%液）		○			屋外に設置してある容量6立方メートルの塩酸タンクの液面ゲージ（ガラス管）が折損し、隙間から漏れ出した。さらに防液堤にも不備があり外部まで流出し、怪煙と異臭を発生していた。漏れ量は約2,600リットルである。
10月22日	茨城県	塩素		○		2	塩素ポンベを従業員1名にてホストで吊り上げ交換中配管を破損、そこから塩素ガスが漏れ、従業員2名が塩素ガス中毒を起こしたものの。
10月26日	大阪府	苛性ソーダ		○			苛性ソーダを送液する際、ポンプミニフローラインのドレン付近にピンホールが発生し、霧状に苛性ソーダ（7%）が漏れ出したもの。
10月26日	宮崎県	塩酸	○			1	薬品工場の塩酸合成塔において、何らかの原因で水素供給ラインに空気が混入し配管中に爆燃性混合ガスが発生しパイロットバーナー一点火後に爆発したものの。
11月6日	兵庫県	希硫酸		○			10t貨車が垂れ下がっていた希硫酸配管（塩化ビニル製）を引っかけたため、配管が破損し、希硫酸（70%）約200リットルが路上に流出したものの。
11月11日	福島県	塩素		○			平成17年3月に廃棄を依頼された塩素ポンベ（50キログラム）を屋外資材置き場に放置していたため、バルブ取付部分のミールが腐食し、微量（量は不明）がもれたもの。
11月27日	東京都	硝酸		○			引越作業中にビンが割れ、硝酸が流出したものの。
12月5日	東京都	硫酸		○			解体中の工事現場において容器から硫酸が流出したものの。
12月20日	新潟県	アンモニア	○				大学での実験中に、混合ガス（アンモニア、酸素）の濃度が爆発限界に達したところに、プラズマ放電をさせたため、爆発したものの。